

平成18年2月10日

於・農林水産省共用会議室A～D

食料・農業・農村政策審議会  
総合食料分科会食糧部会  
速記録

農林水産省

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . 議 題 .....	3
・ 新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証の進め方 ...	3
3 . 米の先物取引に関する意見交換 .....	3 2
4 . そ の 他 .....	4 4
5 . 閉 会 .....	4 6

## 1. 開 会

吉井需給調整対策室長 おはようございます。予定の時間が参りましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましてはお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、大蔵委員、中村委員が所用により御欠席とのことでございます。

なお、大木委員、大泉委員につきましては、若干遅れてお見えになるという連絡がございました。

結果、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、審議会令第9条の規定によりまして、本部会は成立しております。

さて、ここで本年1月6日付をもちまして新たに就任いたしました食糧部長を紹介させていただきます。

皆川食糧部長でございます。

皆川食糧部長 皆川でございます。よろしくお願いいたします。

吉井需給調整対策室長 なお、同じく同日付で就任いたしました岡島総合食料局長でございますが、所用により遅れることとなっております。到着次第、御紹介させていただきますと思います。

それでは、この後の議事進行につきましては八木部会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

八木部会長 皆さん、おはようございます。

委員の皆様にはお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日は新たな需給調整システムの移行に向けた条件整備等の検証の進め方について御議論をいただき、その後、米の先物取引の意見交換をお願いするほか、麦政策見直しの法案の検討状況の報告を受けたいと考えております。

それでは、まず開会に際しまして、内藤総合食料局次長から御挨拶をお願いいたします。

内藤総合食料局次長 総合食料局次長の内藤でございます。

本日、岡島局長、急に別件ができてまして出席できなくなりましたので、代わりまして御挨拶申し上げたいと思います。

本日、議題、それから意見交換とあるわけでございます。新たな需給調整システムへの移行につきましては、平成17年10月に決定されました経営所得安定対策等大綱におきましても、18年度に移行への条件整備等の状況を検証した上で、19年産からの移行を目指すということになっておるわけでございます。

本日は進め方、それから論点整理等を私どもの方からも御説明いたします。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

次に、米の先物取引でございますけれども、前回、食糧部会が開かれた後、昨年12月9日に東京穀物商品取引所、それから16日に関西商品取引所からそれぞれ試験上場の申請がございました。私ども、昨年末、官報公示をいたしております。4月には判断をしなければいけないわけでございますので、それに向けまして検討作業を進めております。本日も皆様方から色々御意見をいただければ幸いと思っております。

その他といたしまして、麦についての法案、主要食糧法の改正を予定しております。これは品目横断経営安定対策の一環といたしまして、今通常国会で御審議いただき、成立を目指したいというふうに思っております。この法案は農政の大転換の一環をなす大変重要な法案でございます。皆様方にこの機会をおかりしまして、御報告したいと思っております。

以上でございます。

本日は大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

本日の具体的な進め方についてでございますが、まず新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証の進め方について、資料の説明をいただき、質疑応答、意見交換を行いたいと思います。

その後、米の先物取引に関する意見交換についても、これまでに実施したヒアリング及び委員の意見を整理した資料を説明いただき、意見交換を行いたいと思います。

次に、麦政策見直しの検討状況として、主要食糧法改正の概要についての報告を受けた

いと思います。

以上が本日の予定でございますが、限られた時間内で効率よく議事を進められるよう、委員各位並びに事務局におかれましては、円滑な進行に御協力いただき、全体として12時30分までには終了したいと考えております。

このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

〔「結構です」の声あり〕

八木部会長 それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

## 2. 議 題

### ・新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証の進め方

八木部会長 それでは、早速「新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証の進め方」についての審議に入りたいと思います。

事務局の方から、資料について説明をお願いします。

高橋計画課長 計画課長です。座って説明させていただきます。

お手元の資料のうち、まず右肩の資料1「新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会開催要領」とございます。こちらから御覧いただければと思います。右肩の資料1です。

前回の食糧部会は昨年12月8日でしたが、その際、次回、要するに今年の最初の会議では新たな需給調整システムへの移行、これに関する検証の体制についても御説明させていただくというふうに申し上げました。その後、色々役所の方でも相談をいたしまして、この食糧部会で検証の議論をいただくのと並行して、その議論に供するという意味で、専門的な立場からの検証の検討体制を立ち上げまして、先週、2月3日に第1回を行ったところです。

第一の趣旨のところがございますように、米の需給調整について昨年の経営所得安定対策等大綱でも18年度に条件整備等の状況を検証の上、19年産からの移行を目指すというふうにしております。このため専門的立場ということで、農業者団体、都道府県、市町村、あるいは学識経験者などにお集まりいただいて検討の場というのを立ち上げた次第です。

具体的なメンバーは2枚目でございます。全部で14名、二重丸で印をしてございますが、食糧部会の委員であられる生源寺先生にこちらの検討会の座長をお願いしている次第です。

メンバーは農業団体、あるいは県、市町村、学識経験者という形になっております。

後ほど、2月3日の第1回の検討会の概要については資料で説明をさせていただきます。

次に資料2ですが、横長のちょっと厚めの資料ですが、こちらに即しまして、この検証につきましての経緯なり、今後の進め方、それから当面、論点と考えている事項について説明をさせていただきます。

目次がありまして、めくっていただきますと最初の数ページが経緯ですけれども、経緯については食糧部会の委員の皆様は非常によく御存じだと思いますので、ごくごく簡単に説明をさせていただきます。

右下にページが振ってございます。これまでの議論の経緯、一番のスタートは平成14年12月の米政策改革大綱であります。

済みません、もう2ページにいていただきますと、ここで米政策改革大綱の主要部分の抜粋が書いてございますが、この真ん中の水色のところを見ていただきますと、「第2米づくりの本来のあるべき姿と実現の道筋」、その1のところでは22年度までにあるべき姿の実現を目指す。2の需給調整システムについては、20年度に国と連携して新しいシステムをつくる。ただし、18年度に状況を検証し、可能であればその時点で判断するというふうになっています。

法律上、その後、16年度からの施行で主要食糧法を改正したわけですが、この一番下のところ、附則の第二条の3というのがありまして、これを読んだだけではわかりにくいのですが、要は平成20年の7月ぐらいまでにはこの国の指針の中に「米穀の需給の見通し及び地域別の米穀の生産の目標数量」の両方を書くのはやめる。地域別の生産目標数量という、要するに県別の配分を国が法律に基づいて行うことは遅くとも20年7月までにはやめる。20年の7月の指針ではこういった記述はなくなるということがすでに盛り込まれております。

1ページめくっていただいて3ページ、その後、去年の10月に経営所得安定対策等大綱を決めたわけですが、ここでは、上の四角の3つ目の丸ですけれども、19年度以降の支援策の大枠を決めました。それから、新しい需給調整システムへは19年産からの移行を目指すということで、最初の米の大綱に書いてあったものを1年前倒しをしております。ただし、これについては18年度に検証するということが明記をしております。そういう意味でこの検証作業をお願いする次第であります。

4ページをめくっていただくと、以上について経緯を模式的に整理したものです。米

政策改革大綱が左上にありまして、それから経営所得安定対策等大綱、昨年の秋であります。要は、16、17、18の3年間というのがある意味で第1ステージ、次の第2ステージが19、20、21と、22年度にあるべき姿をつくっていきこう。その際、この需給調整の手法、システムについて18年度に検証して、農業者、農業者団体の主体的なシステムに19年産からの移行を目指そう。それ以外、生産構造をビジョンに即して直していく、あるいは支援措置を見直しつつ、講じていくということでございます。

5ページですが、より具体的に今やっている需給調整システムと、19年産からの移行を目指す新たなシステムがどう変わるか。これは昨年の7月から11月にかけて食糧部会でも何回か、移行する先のシステムについては御説明をしたところです。国、都道府県、市町村とそれぞれの段階がありますが、今、目標数量ということの設定通知、要は配分を行っているものが情報提供に変わります。ただし、その情報提供というのは漠然としたものではなくて、各県、市町村ごとの需要の見通しというのはどれぐらいのものかということを明確な根拠に基づいて算定した上で情報提供するということでもあります。新しい需給調整システムの方で赤で囲ってあるところですが、地域協議会というのが各市町村ごとに、JAなり市町村、あるいは大規模農家が参加した形で設置されていますが、その機能を一層強化することが大事だと思っております。新しいシステムのもとでは、ここで農家への配分の一般ルールをこのレベルで決めていただいて、その上でJAなどの生産調整方針作成者にみずから目標数量を決めていただくなり、その傘下の農業者へ配分してもらうなりというシステムに切り替えていきたいと思っております。

なお、一番下に支援策がございます。これは去年の秋に大綱で生産調整に対する支援策というのも大枠を決めました。担い手のための支援策というのは品目横断対策に移行するわけですが、それ以外、担い手以外のためにも産地づくり対策に一体化する形でメニューとして米価の下落に応じた支払いというのも措置をいたします。また、集荷円滑化対策も19年度以降も実施していく予定です。

1ページめくっていただいて6ページですが、そうすると、この検証の場で何を御議論いただくかという主要論点であります。上の枠囲いの最初のところですが、今御説明しましたように旧システムと新システムの違いのポイントは、国を初めとした行政の配分ではなくて、客観的な需要見通しなどの情報提供に基づいて農業者、農業者団体が主体的に実施していくということで考えております。

こういう移行に当たって、これまでと何が変わって、その違いでどういう懸念が出てく

るのか。そういう懸念が妥当なのか、そういう状況の分析を行いまして、その上で19年産からこのシステムに移行するとすると大きな支障があるのか、あるいは仮に移行しないとかえってどういう問題があるかということについてとりまとめていきたいと考えております。

真ん中のところですが、「19年産からの移行に向けた主な論点」、大きく3つに分けてあります。1つはこの需給調整のやり方そのものに関係した事項ですけれども、JAなどの生産調整方針作成者がみずからの需要量を客観的な手法に基づいて算定する、そういう準備が16、17、18の3年でできているか。それから、農業者に対してその需給の情報が適切に提供されてきているか。それから、生産調整方針作成者が生産調整の中核になるわけですが、それがうまく機能するような状態になっているかということでございます。

それから2つ目ですが、地域水田農業ビジョン、これで16、17、18とまた現場で大変な御努力をいただいて取り組んでいます。需要に応じた多様な農業生産、あるいは水田農業の構造改革が進んできているか、ビジョンに描いた姿の実現ができているかということでございます。

3つ目には、国や行政というのはどういう役割を果たすかということでありまして。

7ページから、7、8、9は移行先の新しいシステムの大枠なり、その具体的な流れについて書いてありますが、7ページは食糧部会には7月に御説明をして、去年の10月に経営所得安定対策等大綱で決めた大枠であります。

8、9ページは去年の11月の食糧部会で御説明した大きな流れですので、この場での説明は省略させていただきます。

10ページと11ページ、これも現在、国が配分しているわけですが、それについて、例えば10ページは18年産、需要動向を極力反映させるということで、県ごとの需要見通しのウェートを9割まで高めたという、これも食糧部会で御審議いただいた結果です。

それを受けて、11ページですが、19年産以降の検討の方向としては、下の方にありますが、10割のウェート、需要見通しを10割まで上げていきたい、そういう形で、要するに裁量ではなくて、純粋に客観的な需要情報にしていきたいと考えております。

12ページですが、今後の検討作業の進め方です。昨年12月にも御説明しましたが、枠囲いの一番上ですけれども、これまでも米政策改革の推進状況は随時食糧部会で御報告をしてきたところですが、今年は2ヵ月に1回程度の頻度で夏を目途に移行の検証についての結論を出したいと考えております。また、先ほど御説明したように、並行してこの検証の

検討会を同じく2ヵ月に1回程度開催をしまして、その内容をこの食糧部会での議論に供していきたいと思っております。具体的には、今日は役所の方から状況分析なども御説明した上で、次回、3月は29日を考えておりますが、さらに今日出していただいた意見なども踏まえた議論を行ってきたいと思っております。5月に論点、方向性の整理、7月に検討のとりまとめということ、これは検討会も食糧部会も同じペースで今年の夏を目途に進めたいと、そういう進め方を考えております。

13ページ以下ですが、若干の情勢分析を申し上げたいと思います。先ほど申し上げた論点ごとに沿って要点を申し上げます。

13ページはまず最初の論点で需給調整システムそのものについて客観性、透明性のある手法、需要を反映させた手法がどれくらい進んできたか。右の表を見ていただきますと、まずこれは国から県についてですが、需要見通しのウェートを5割、6割、9割というふうに上げてきております。10割が見える段階まで持ってきたと思っております。13ページの一番下にありますが、要は国段階、あるいは県、市町村段階でも進めてきたことは、毎年更新される基礎的データ、これが毎年、毎年出るわけですが、それを需要に応じた米づくりということも反映できる客観性、透明性のある一定の算式、算定手法に当てはめると、県ごと、あるいは市町村ごとの需要の見通しというのが出る、そういうやり方をこの3年間で逐次積み上げてきたというふうに考えております。

1ページめくっていただきまして、それでは県から市町村への配分の状況ですが、これも右側の表を御覧いただきますと、表の一番下に一律配分、これは県から市町村に配分するときに単純に面積割でという都道府県ですが、減ってきております。ただ、18年産ではまだ4都道府県ございます。それ以外の需要に応じた米づくりの要素なり、担い手育成の要素を47都道府県のほとんどが何らかの形で取り入れております。こういったものは今後も引き続き改善されていくのだと思えますし、いずれにしても県、市町村レベルでこういう情報なら安心して受け取れる、信頼できるというものを県、市町村、それぞれなりに進めてきていただいた、つくってきていただいたというふうに考えております。

その右下ですが、今度は市町村レベルから生産者への目標数量の通知のルートです。行政のみの通知というのは全体の市町村のシェアで言いますと6%まで下がっています。ほとんどすべての市町村で協議会からの通知か、または行政と農協の並行した通知ということでJAの関与での配分というのは進んできております。

15ページですが、次の論点です。農業者に需給や価格の情報が適切に提供されているか

ということです。これも右の棒グラフを若干御覧いただきますと、JAが何らかの形で農業者に情報伝達を行っているという割合が、去年の2月段階ですと、地域ごとにはこの黒い部分ですが、全国計で言うと6割程度、その提供の内容というのは千差万別、濃淡さまざまだと思います。下の方に若干事例を書いておりますが、要は、これはまた今後とも進んでいくものだと思っております。文章のところの ですが、18年産に向けては約9割のJAで農家への情報提供を実施、または実施を検討中というふうに聞き取っております。いずれにしても、一番下ですが、農業者への情報伝達というのはその需要に応じた米づくりの取組というのが、例えば安全・安心な米づくりですとか、産地指定による需要者との結びつきですとか、あるいは消費者への直売ですとか、そういう形で進めばおのずと生産者へもより具体的な情報が届くようになるということで、これはさらに進んでいくものと思っております。そういった事例は後で若干触れますが、別途お配りしている資料にも色々な事例を載せてございます。

16ページですが、次の論点として、生産調整方針作成者を中核として、需要に応じた生産というのを19年産以降もきちっと進めていけるのかということです。現在、行政による配分として配分を受けている生産者が全国で約340万人おります。このうち約9割の296万人が生産調整の実施計画をつくって生産調整に参加をしております。生産調整方針作成者というのが主要食糧法に基づいて、これは農林水産大臣の認定を受けております。全体で、17年産で1,933件、その内訳は、ちょっと字が小さくて恐縮ですが、右から2つ目の表の一番下を見ていただくと総計1,933、農協が773、集荷業者、これはいわゆる全集連系の集荷業者ですが、980、個別の生産者が180となっております。これは17年の段階ですので、現在の直近の時点では若干の数の変動はあるかと思えます。

こういった取組になっておりますが、1ページめくっていただいて17ページ、地域ごとにその構図を概観するとということですが、左上で2,227の地区で水田農業ビジョンをつくっていただいております。それごとに地域協議会があって、市町村やJAや、場合によっては農家の方も入っておられる。その下に方針作成者が今言いましたようにあるわけですが、16年、17年と方針作成者の数、あるいは大規模農家で方針をつくった人の数というのは若干ですが、増えております。そのJAとかの下に参加している人も含めて生産調整参加者が296万人、逆に言うと、その外に生産調整に参加していない方も40万人いるということです。

特に、右側ですが、18年産に向けた取組として今進めておりますのが3点あります。1

つは、19年度から品目横断的経営安定対策が導入になる。その対象である認定農業者になるためには、生産調整の実施が実質的な要件になっております。この品目横断対策の普及推進活動の中で認定農業者になる人には生産調整に、まだやっていない人は参加をしてみようという取組を強力に進めております。それから産地づくり交付金も地域ごとに使い方を色々考え、工夫ができます。担い手に重点交付するという形で生産調整への参加を促すという使い方もあるのではないかと。それから3つ目はこの地域協議会の機能ですが、この食糧部会でも再三御指摘をいただいておりますが、なかなか大規模農家の方が地域協議会に参加をして意見を聞いてもらうという体制になってきていない。これは去年12月に局長通達も出しまして、生産調整方針作成者はすべて実効ある形で地域協議会に参加するようということで、今、現場で徹底した指導を行っています。そうやって参加をして意見を聞くというかわりに生産調整にも協力していただく、そういうある意味、今まであった垣根を取り払って対応をするということがぜひとも必要だと思っております。

こういった活動は19年産以降も当然進めていくことかと思っておりますので、左下の枠囲いの中のちょっと大きい部分ですが、すべての生産調整方針作成者が実効ある形で地域協議会に参画をする。その上で地域としてビジョンの実現を図っていく、こういう地域段階での運動が、システムがどうこうよりも一番重要なのではないかと。そういう意味では、今、行政による配分が行われて、それは目標数量をきちっと守っている人、あるいは守っていない人もいるわけですが、あの人たちは守っていないからということで思考停止してしまうのではなくて、そこでの対話を進めるという意味では早く新しい需給調整システムに移行することが必要ではないかと考えております。

18ページですが、次に、ではビジョンに基づく描いた姿の実現状況ということですが。先ほど言いましたように、ビジョンは2,227の地区できております。右側の棒グラフを見ていただくと、赤いものが最重点事項、青いものが重点事項で、重点事項を追っていきますと高品質化ですとか低コスト化、生産拡大、あるいは認定農業者の育成といったことが多くの地域で取り組まれています。

右下ですが、自己点検の結果として、16年度の評価はかなり達成が4%、達成43%、概ね達成42%というような自己点検にはなっております。引き続き、推進活動をやっております。

もう資料が膨大になりますので、19ページには8つだけとりあえず事例を載せております。別途お配りしている資料により多数の事例を載せております。この説明は割愛させて

いただきます。

20ページ、構造改革、担い手の育成という意味ではどうか。右の表ですけれども、「水田農業ビジョンに位置付けられた担い手の数」というのがトータルで、経営体数で27万ほどあります。そのうちすでに認定農業者になっている者が11万6000ですとか、集落型の経営体が4,000ですとかとなっておりますが、まだ認定農業者になっていない個人、あるいは法人の経営をそういうふう位置付けていくということに今鋭意取り組んでいるところです。

下側の交付金の活用事例ですが、要は、担い手に重点化したメニューを取り込むことで成果として担い手の集積が進んだり、認定農業者の数が増えているという事例も相当程度あるところです。3つの例を挙げております。

21ページです。そういうことで、品目横断対策の導入に向けた担い手育成・確保運動をこの秋以降、国も含めて全力で取り組んでいるところですが、これと水田ビジョンの実現というのを今タイアップして進めております。これは18年に留まらず、19年以降も継続していく、当然そういう活動かと思っております。

22ページですが、国や行政の役割はどうか。これにつきましては、先ほど新しいシステムと移行後のシステムを説明しました。ここの右上に簡単にかいつまんで書いてございませけれども、端的には今までの配分という役割が情報提供、それはきちとした具体的、かつ信頼の置ける情報の提供ということで考えております。

そのほか左側に色々書いてありますが、県、市町村はそれぞれの地域段階の協議会に参画をする。あるいは、ビジョンの実現に向けての助言・指導を行っていくということで、当然重要な役割を担うものと考えております。

この資料、23ページ以下は支援措置ですが、この説明も以前、食糧部会でさせていただいたので割愛をさせていただきます。

若干、お手元にファイルが2冊あるかと思いますが、このファイルについて3点ほど補足的に説明させていただきます。2つあるファイルのうち黒い方、青いものと黒いものがあると思いますが、黒い方をちょっとお開きいただければと思います。

ちょっとお開きいただくと耳がついていまして、資料3の と資料3の とあります。先に資料3の 、多分緑色だと思いますが、表紙のところをあけていただきますと「資料3」とありまして、「これまでの検討経過等」、ここの束はこれまでの検討経過ということで、1ページちょっとめくっていただいて左側の目次を御覧いただくと、要はこの検証

にたどりつくまで生産調整に関する研究会、その報告、あるいは米政策改革の大綱、基本要綱、あるいは経営所得安定対策等大綱、それからあと一番下はさっき申し上げた3局長の通達、そういったことで積み上げてきていますので、随時御参照いただけるようにここに綴り込んでございます。

ちょっとページをめくっていただいて左下ないし右下にページがありますが、67ページをあけていただけますでしょうか。この67ページに経営所得安定対策等大綱がございます。これが本文でして、これが去年の秋に政府与党で決定をした内容ですので、これが今の検証の直近の根拠になります。より具体的には、左側のページですが、72ページをあけていただきますと、2として「米政策改革推進対策」、これの1の「趣旨」の(4)ですけれども、今後の進め方として、1つには支援措置、去年の秋に大枠は決めたわけですが、詳細は19年度予算、この夏の概算要求決定時までには決定をする。それから、18年度に検証した上で19年産からの移行を目指すというふうに明記をしてございます。これに基づいて検証の作業を進めたいと思っております。

それから、もう少しめくっていただいて77ページを御覧いただきますと、横長の「品目横断的政策の導入」という資料があります。これが去年の秋に決めた経営安定対策の全体像を一覧したのですが、真ん中の「品目横断的政策」、これが担い手に対象を絞った所得、生産条件格差対策と収入変動影響緩和対策、これにつきましてはこの国会に法案を出しまして、できれば5月ぐらいには御審議をいただいて、19年度からの施行を目指す、そういったことで政府与党一体となって取り組んでいきたいと考えております。

左側に表裏一体の生産調整の支援策、右に車の両輪の資源環境対策とありますが、こういった政策の大枠はすでに決定しておりますので、これらを前提に検証作業を進めていきたいと考えております。

最後に資料3の方に戻っていただきまして、これは非常に色々なデータがついておりますので、これまで16、17、18の3年の状況分析、随時御参照いただけるようにということで書いてございます。

3点ほど御説明したいと思っております。18ページを最初にちょっと開いていただけますでしょうか。実際に米政策改革を始めて、16年、17年の作況がどうだったかということですが、18ページが16年産米です。これは食糧部会でも詳しく御説明しました。16年産米は作況98でした。主食用の生産量が860万トンぐらいということで、結果として需要量とほぼ均衡したというのが16年産米ですが、ただ15年産の不作の際に高値で買われた在庫の

影響があって、16年産米の価格というのはかなり低迷したところであります。

次のページ、17年産米、これは去年の秋に御説明したとおりです。作況が101だったわけですが、トータルとしてはかなりの生産過剰が出た。1つには豊作による過剰分、右側のドラム缶のようなところですが、それが9万トン、それから豊作以外の要因による過剰が31万トン、このうち左側にちょっと書いてありますが、配分単収が低かったことによるものが14万トン、差し引きをしますと転作がきちっとできていないということによる過剰が17万トンあったと考えております。ただ、政府米が買い増し局面にあったこともあり、この過剰分というのは、あとは集荷円滑化対策も9万トンのうち8万トンぐらいは区分出荷できる見込みですので、ほぼ17年産も需給は均衡をするというふうに考えております。

そういったことで冬に色々推進活動をやっておるわけですが、71ページを次にお開きいただければと思います。その取組の1つとして71ページ以下、「補正係数の通知状況」というのがありますが、これは先ほど申し上げた過剰要因のうちの配分単収が低い、その結果、面積が伸びてしまっているということに対する是正措置です。例えば、これは県別、それから作柄、作況指数の地帯別にありますが、石狩で1.00195というのは、従来、市町村ごとに7年のうちの5年平均で単収をつくっていたのが低過ぎるので、その単収に1.00195を掛けて単収を設定する。そうしますと、割り算するものが大きくなりますので、数量を割ったときの面積は小さくなるということで、目標数量と実際の単収に合った作付け面積が実現できる。こういうことをこの秋に全国的に取り組みまして、各都道府県できちっとこういう措置をとっていただいているところです。それが今の取組の一例です。

最後に80ページを御覧いただけますでしょうか。先ほど配分を受けている農家が340万人、そのうち生産調整の計画を出している農家は300万人と申し上げました。それを図示をしたようなものですが、300万戸と言ってもこれのすべてが販売農家ではなくて、統計上、30a以上の販売農家というのは161万戸ですので、単純に計算をするとこの配分対象農家340と161の差というのは飯米農家というか、販売をしていない農家ではないかというふうに推計ができます。

そうしますと、通常、生産調整を実施していないのは40万戸あるとして、その40万戸の方というのは当然集荷円滑化対策にも加入をしていないと考えられます。40万戸のうち、当然飯米農家の方もある程度はいると思うのですが、そうした中で結局、この図で言うと販売農家数のところの一番左下になるのですが、生産調整実施計画を出していない、かつ販売農家であるという部分の影響というのはどうなのかということが1つ論点にもなって

くるのではないかと考えております。

こういったことで、この厚い資料はまた随時御参照いただければと思います。

検証についての御説明の最後の資料として資料の4、厚いものを置いていただいて、済みません、封筒の中に入っていた積み上げたものの中の方に戻っていただいて、横長の資料4というものがあると思います。これは先週金曜日に行われました検証検討会の議論の概要です。こういう形で検証検討会の議論の概要はその都度この食糧部会には報告をさせていただこうと思っております。

ざっと御覧いただきますと、総論については新しいシステムへの移行を前提ということではなくて、現状を十分検証する。あるいは、米政策改革の方向とか政策の効果について評価・分析をする。その際、視点として構造改革の推進策、担い手の所得確保対策、計画生産のための対策、こういったものをすべて議論を行う必要というような御意見。ただ、20年産からの移行というのは既定方針として受け止めている。それから、生産調整は最終的にだれのための政策なのかということはずまずコンセンサスがあって、そういう基盤もあるのではないかと。あるいは、移行できるかできないかの議論ではなく、どう手当をすればできるのかという議論をすべきではないかと。あるいは、国民という視点から生産調整の議論を行う必要があるのではないかと。

それから、以下、若干各論になりますが、地域協議会がきちっと機能するようなそういうルールづくりが大事だ、そういった意見が2つほど書いてございます。生産者の目から見ると、米価がきちっと安定しないとなかなか納得は得られない。それから、今まで進めてきたというのは売り急ぎ、価格下落を招いてきているのではないかと、セーフティネットが十分機能しているのか。あるいは、これに対して、例えば17年産の例でも約900万トンのうち、非参加者の生産過剰分というのは17万トンなわけですが、これ自体が価格下落の要因なのかどうか。この部分のウェイトが大きいから価格が下がらないということでは必ずしもないのではないかと。

次の2ページ目に行くわけですが、その流れでの御指摘として、生産調整に参加をする、そういうことを働きかけていく、そういう動き自体に価格の下支え効果というのがある。そういうことの理解が必要ではないかと。それから、情報提供がどの程度、JAの集荷能力が落ちている中でできるのかとか、JAの広域合併と市町村との関係をどうするか。逆に、市町村の方からは、新しいシステムに移行しても、そこはJAと市町村が協力してやっていくということには変わらないというような御意見もありました。それから、先ほどちょっ

と御説明しましたが、生産調整に参加していない人の分析について、流通量や収益性なども考慮した分析が必要という御指摘が幾つかありまして、この点は検証検討会の方でも次回、3月に向けた宿題というふうに考えております。

その他として、この回数や持ち方について工夫が必要。7月までに結論を得ると固定して進めていいのかがどうか疑問があるというようなこと、あるいは19年産からの移行という中で、逆に早く移行しないと農家がもたなくなるのではないかという御意見もありました。また、論点については議論の過程で色々出てくるので柔軟に対応する必要があるのではないかという御意見もありました。それから、コメ価格センターが機能していない。これは流通の問題として、これをどうするかという御指摘もありましたし、先物が今申請が上がってきているわけですが、これについて米政策改革との関係を御指摘する意見もありました。

以上、かいつまんでですけれども、御説明させていただきました。

八木部会長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたように、生源寺委員が検証に関する検討会の座長として検討を進められるということでございますので、生源寺委員から、この点について何か一言ありましたらお願いします。

生源寺部会長代理 特に具体的にここで述べることは今のところないと思っております。今、事務局から御説明のあったとおりでございます。

検討会の任務は先ほども御説明がありましたけれども、移行への条件の検証を専門的な立場から行うということでもあります。恐らくその検討の中でこれまでの取組、16年、17年、あるいは準備も入れますと15年も含めていいかもしれませんが、そんな中で十分ではない点、あるいは強化すべき点、改めるべき点、こういった点について検討会として整理されるようなことがあれば、これはしかるべき場に、この食糧部会も含めてつないでいくようなこともあり得るかなと思っております。

以上でございます。

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、どなたからでも結構ですから、御意見、質問等ございましたらお願いします。

横川委員、どうぞ。

横川委員 言葉の問題ですが、資料4の1ページの最後に「価格下落がとまらない」こ

とに対するコメントがあり、次のページにも「価格の下支え効果があり」という表現がありますが、これは「下がることはいけないこと」というような意味になっていないでしょうか。消費者側から見ると、安いものが欲しいと言うのは普通のこと、それなのに下がることはいけないと感じるような言葉を使うのは変えた方が良くはないでしょうか。品質が落ちるとか、不当な表示というのがいけないことは確かです。そして、価格が下がることで生産者は困る、そこをどうするかということで対策があるのはいいのですが、下がることはいけないというニュアンスの言葉は外していかないと誤解を生じるかと思います。その辺はどうお考えでしょうか。

八木部会長 計画課長どうぞ。

高橋計画課長 主要食糧法の法目的としては、需給と価格の安定と書いてあります。その安定をどう解釈するかというのは当然幅があると思います。ここでの用語というのは、下がることについていいか悪いかという、役所として何か評価を入れたつもりではございません。当然のことながら、意見を述べる方の立場によって下がることについていいか悪いかというのはありますので、それは歪曲することなく出ないといけないと思いますが、ここで書いてあることは、そこについての評価ということではございませんので、役所として何かそれについてあるとすれば、それは需給と価格の安定というのは目的としてはある。ただ、そのことについての幅というのは当然あるかと思えます。したがって、この資料について直した方がいいのではないかという御指摘ですと、ちょっとそれはまた御相談しないといけないのですが、ここに書いてあること自体が前提条件として価格下落について何らかの評価を言っているというつもりで出した資料ではないと考えております。

横川委員 下支えの効果があるということは下げないというふうに、高いことがいいことのように伝わりはしないかと、私は心配して申し上げたのです。

八木部会長 座長の生源寺委員から。

生源寺部会長代理 今の課長の御説明と重なる面もあるのですが、これはあくまでも委員の方の意見を事務局としてまとめたという、こういう性格のものであります。いずれ委員の人にも御自分の発言が正確に記録されているかどうかということをチェックしていただいた上で議事録も公開されます。

それから、今の論点に限られるわけではないのでありますけれども、検証の検討会はある意味では食糧部会とキャッチボールをしていくという、こういう性格があろうかと思えますので、今の論点に限らないわけでありまして、ここでの御議論の内容、あるいは

は御指摘については検証のための検討会にも事務局を通じてつないでいただいて、議論の中に反映というか、考慮事項として踏まえていきたいと、こんなふうに思っております。

横川委員 ありがとうございます。影響がなければ、差し支えないと思います。

八木部会長 よろしいでしょうか。

竹内委員、どうぞ。

竹内委員 この主な意見というのは固有名詞が入っていないのでどの意見はだれだということは、議事録を公開されていますから読めばわかるのではないかと思うのですが、どの部分が私の意見だということはもちろんここで言う必要もないのですが、横川さんの今の問題提起というのは私は非常に大事な問題提起だと思うのですね。生産調整の基本的な問題を前から議論しています。米生産調整研究会ももう4、5年前からやりましたですね。それでまとめが3年半ぐらい前、その後、今御説明があったような色々な経緯があって今ここへ来ているわけですが、そもそも生産調整は何のためにやっているのか。普通、世の中に生産調整は色々なものが世界中あります。そういうものを見ていると、生産を自由な生産よりも減らそうと生産者が団結して、これがすべて共通した生産調整ですね。そのねらいは何だ、自由に生産すれば生産量が需要を大幅に上回ってしまっていて、価格が下落するからですね。これはもう普通だれしもそういうことで行われています。

他方で、カルテル当局は自由経済が原則ですから、カルテルは原則禁止ですね。ですから、独禁当局が農業の世界で行われているお米についての生産調整について文句を言ったことは私は1回もないと思います。あるいは、アメリカでもってこの穀物について生産調整が現に行われています。ヨーロッパでも行われています。アメリカは世界で一番独禁法の強い、また運用の強い国です。私はアメリカで生産調整が行われていることについて、アメリカの独禁当局が差し止め命令を出したというのは聞いたことがないのではないかと思うのですね。つまり、これは国民経済、あるいは国民生活全体から見て、ある分野については生産調整が行われていることが是認されるという環境にあるからそういうことになっているのではないかというように実は理解しているのです。

ですから、過剰生産が現実化して米価が下落することは、まず生産者にとって好ましくない。したがって、生産者が生産調整を行うということは独禁当局も文句を言う気はない。あるいは、農業、食料、生産全体を所管しておる政府の部局、農林省ではこれを長い間、主導し、バックアップしやってきたというのはそういう背景があるからだと思うのですね。ただし、生産調整はだれのために、何のためにやっているのかということのを改めて、30年

やってきましたが、考えてみると、これは生産者のためであるということですので、生産調整がうまくいかなければ生産者が一番打撃を受けます。したがって、打撃を受ける生産者が団結してやっていく。したがって、その生産調整を主導してやっていくのは生産者だなどということによってこういう流れになってきている。ですから、この流れは私は非常に常識的で、だれしも理解できる流れだなど。

そのことと現に起きております米価の長期的な低落傾向、これとは一応別というわけではありませんが、基本的には別の問題である。何を言いたいかということ、これはほかの商品と同じであって、需要が長期的に1%ずつ下落していますね。したがって、生産の状況の変化よりも消費の変化の方が少し前へ行っていますから、したがって、こういう現象が起きるとどの商品でも長期的には下落する傾向がある。そのことと生産調整とはどういう関係があるか。生産調整をもっと厳しくやって、需要量よりも生産の方が少ないという状況を継続してやっていけば、恐らくこの長期低落傾向というのはあるいはとまる可能性があると思うのです。しかし、そうなるとこれは国民的支持も恐らく得られないだろうということだと思うのですね。

ですから、食糧法に「安定」と書いてあることは乱高下を防いでいくということをもまず念頭に置いているのではないかと思うのですね。長期的な下落傾向は需給から来ているので、恐らくこれをとめるということは、需要をふやしていく運動が大成功して、都市でも農村でも年齢に関係なく、全体としてもっとご飯を食べるようになるということになればそうなるでしょうけれども、これはなかなか実際は難しいですね。ですから、現実の需給環境に応じて生産者側としてはどう対応したらいいかということが課題で、今ここまで来ております。

したがって、この価格の下支えというのは生産調整をやらなければもっと下落するでしょう、過剰生産が表面化しますから。それをとめている。実際の生産調整も総生産量と需要量の関係がメインでもって今こういう価格になっているわけですから、そういう意味を言っているわけで、そのことについて私は全般として消費者の基本的な支持はいただいているのではないかというふうに実は考えて色々と意見を申し上げた一部がこういうふうに整理されているのかなと思います。

八木部会長 加倉井委員、どうぞ。

加倉井委員 生産調整というのは農業生産者を守るために間違いなくやっているのだと思います。国民もそれを認めているから今までも問題はなかったと思います。ただ、1つ

だけ言っておかなければいけないのは、生産調整のやり方というのは色々あるわけです。例えばアメリカの場合は、非常に単純な言い方をして恐縮ですが、生産調整はやりたい人がやるのです。なぜやりたくなるかというと、それは御褒美が出るからなのです。ところが、日本の場合はこの生産調整に一番反対しているのは多分農家ですよ。先ほど言った、生産者を守るために生産調整をやっているのに、生産調整に一番反対しているのは農家なのです。どうしてかということ、日本の生産調整というのは、まあこれまでの話、これから変わるのですが、これまでの話では国が命令して、こうやりなさい、やらなければペナルティを与えますよというやり方だったのです。だから、生産調整のやり方が違うのです。やり方によって、これは変えていかなければいけないというので、多分これからの移行というのは命令で上から強制して、あなた方を守るというやり方ではなくて、守ってもらう人がちゃんとわかるような、どちらかと言えば御褒美で誘導する。罰を与えて誘導するというのではないようにしなければいけないのではないかと。それでもとへ戻りますと、生産調整というのはやはり生産者を守るためにやるのだということはきちんと認識しなければいけないと思います。

八木部会長 ほかにございますでしょうか。

山田委員、どうぞ。その次、吉水委員。

山田委員 資料4の検討会の概要があります。それでどなたがどういう意見で、この意見が妥当かどうかということ議論するつもりはないのですけれども、補足的に申し上げたいのですが、1ページの一番下に全国の生産量900万トンがあって、非参加者の生産量が17万トンで、これが価格下落の要因ではないのではないかとということがあって、いずれにしる冷静に理解しておく必要があるというふうになっています。冷静に理解していくことは大変大事で、やぶさかではありませんし、そういう分析が大変必要というふうに思いますが、この900万トンのうち、農家飯米みたいなものもあるわけです。生産して消費するという部分があるわけですね。それから、地域内で流通する、率直に言えば同じ市町村とか、それから同じ県内とかで流通する部分も相当量あるわけです。ところで、価格に影響を与えるという米については県間を超えて流通する、産地から消費地に出てくる米、これが全体の価格形成の基本になっていますし、それが影響を与えると思うのです。ですから、そうなってくると900万トンのうち、半分ぐらいじゃないかと思うのです。そういう面ではこの17万トンというのはなかなか大きいのですよということを言いたいわけです。

さらに17万トンだけではなくて、先ほど御説明があったように、目標生産を実際の単収

よりも低めに換算して多めに生産しているという事実がありますね。だから、それを是正するのだぞということで課長から先ほど説明がありましたが、そうした全体として出回っている過剰の量が例えば17年産については40万トンを超える量になっているわけでしょう。だから、17万トンだけ色が違った米が流通するのではなくて、全体、40万トンが影響しているということがあるということを見なければいけないと思うのですね。

そして、その40万トンの米の流通の仕方なのですけれども、出来秋にポンと出て、グワンと米が何百万トンも出てきて、その中に40万トンがまざって出てくるわけではなくて、多分、計画的に生産もおくれて出てくる産地がありますから、出てきて影響を与える時期というのはいつなのだとしたら、11月だったり12月だったりします。価格の全体の水準を決めていく時期、そこに40万トン全部とは言いませんが、影響するわけです。だから、40万トンという量は結構大きいのです。おっしゃいますように、米は、需要があって、価格が下がればどんどん需要が伸びていくという種類のもではありませんね。それは経済学上、何とかと言うのでしょうか、劣等財とでも言うのですか、余り言葉はよくないですけれども。だから需要に限りがあるから、そこへ影響しますから、価格がぐんと下がるという、そういう特性を持っているのだというふうに思うのですね。

それから、先ほどこれも課長から説明がありました資料3の の80ページに40万戸の農家が要は計画生産実施書を出しておりません。だから、これが生産調整をやらないでいる農家かなというふうにおっしゃっていましたが、こうした農家は小さい飯米農家も含まれているかもしれませんが、多くは大規模農家だったり、大規模農家を悪く言うわけでは決してないのですよ、ちゃんと米で食べている人にとっては米の生産というのはものすごい大きいから、どうしても米で勝負したいという部分もあるかもしれませんが、ほかの作物が適切に選択できないから米をつくりたい、つくらざるを得ない人もあるのだろうというふうに思いますけれども、その40万戸が、販売農家は先ほど説明がありました160万戸なのですが、言うなれば160万戸の中の40万戸が影響しているというふうに考えると、何と25%を占めるわけです。そうすると、ここの40万戸の影響というものはやはりものすごく大きいだろうというふうに思います。

ここでやりとりをするつもりはないのですけれども、いずれにしろ、概要にこういう整理をしてありましたので申し上げたわけではありますが、この2ページの概要のところ、「生産調整非参加者の実態について、流通量、収益性なども考慮した上で分析する必要がある」というふうに書いてありますので、多分そういう観点で適切にと言いますか、まさ

に冷静にこれを分析してかかった方がいいですねと、こういうふうに申し上げたいと思います。

八木部会長 吉水委員、どうぞ。

吉水委員 今日改めて新たな需給調整システムということに関して今までの経緯も含めて御説明を聞いて、非常に供給者側の改革というものは一步一步着実に進んでいるという印象を受けました。それで、需給調整システムなので、それでは需要者側はどうかということは何となく情報として少ないような印象を受けていますけれども、生産調整というのはどちらかというマーケットの変化の方が先行し、長期的に需要が落ちて、それに対応して生産者の方々を守るものだということが今新たに確認できたわけなのですが、そうした場合に、じゃあ量的にこれから減っていくということは、まあ認めたくなくも認めざるを得ない事実ですね。その量的な変化のほかに、やはり質的な転換というものも需要者側の方に起こっているということはあると思うのですが、その質的な変化に関してどういったような情報収集のシステムというものがあるのか。それは国なり、こういった委員会なりで提供されるものなのか、いえいえ、もう自由競争の時代なので、それは各生産者が独自のルートで確保してくださいというものなのか、ちょっとそのあたりのお考えをお伺いできればなと思います。

済みません、ずっとこのp7にある「マーケットからの情報」という一言にこだわっているような感じなのですが、お教えいただければありがたいと思います。

八木部会長 大泉委員の発言の後に事務局の方から説明がありましたらお願いします。

大泉委員 供給量に対して生産調整がどのように機能していて、それでその生産調整参加者がどういった状況にあって、それが価格の動向にどのように影響しているかということをつぶさに分析するということは、私は必要なことだろうというふうに思っております。したがって、生産調整不参加者の影響力が大きいのではないだろうかという意見も、まあそうなのかなと。それから、生産者直売米のようなものの影響も非常に大きいのだろうというふうに私自身も思っております。

ただ、問題なのはそうした分析がこれからの水田農業再編、水田の構造改革にどういった意味を持つのかということだろうと思うのです。価格が変化するというのは市場原理では当たり前の話でありますし、そうした分析が必要だということも当たり前のことではあるのですが、例えば、日本全体の米の状況を見ますと、3兆円ぐらいあったのがもう2兆円に出荷額が減少しているという、つまり3分の2に全体の販売額が減っているわけで

すね。県別に見ますと、秋田とかあるいは山形とか宮城、新潟もそうでありますし、多くの米地帯の県の出荷額というのは激減している。私の住んでおります宮城県で言いますと、7～8年ぐらい前は3000億ぐらいの農産物の出荷額があったのが、15年度では1800億です。こういった状況には、米価格の下落が影響していることは確かなのですが、しかし重要なことは、そうしたことを議論している間に、全体がなし崩しに農業の地盤が崩れているという現状なのです。やはりこれはシステムが変なのだろうと思うのです。米を中心とした農業のシステムが構造改革されないままでありますので、やはり農家のためにならない、農家の所得向上に寄与しないというような状況が綿々と続いているのだろうと思うのです。そうしたことは改革が成功しないとこれからもずっと続いていくのだろうと思うのです。

例えば、県別の出荷額を見ますと、千葉がたしか4000億を超えている、茨城も4000億を超えている。それから、鹿児島も4000億を超えている。愛知も3000何百億で、まあまあ米に余り依存しない、茨城は米に依存しないと言っていいかわかりませんが、農協が余り米に対して関与していない県ですね？ その様なシステムがやはり東北、北陸と違うところですね。

東北、北陸での今の米のシステム、ここで議論しているのも、あるいは検討会で議論しているのもそういったシステムだろうと思いますが、そうしたシステムで本当に未来が広がるのかということ議論していただかないと、この検討会の方向性が見えてこないのではないかという気がするのです。確かに価格が下落するのは農家にとっては大変、それは当然のことなのですかね。しかし、そのことが明日の水田農業、あるいは米農業をひらくポイントなのかどうかということを少し考える必要があるのかなというのが意見であります。

八木部会長 計画課長、お願いします。

高橋計画課長 吉水委員の御質問ですけれども、以前もそういう御指摘をいただいたと思います。それで、国は何をしているのかと言え、まさにこの食糧部会で御審議いただいている基本指針というものを年3回、あれはつくったときには、要するに米の白書というつもりで前段の動向編を充実させるということでやっておりますので、あれが国から出る情報の一番の重要なもので、ただあのままでは厚いので、末端までいっても到底読めませんから、そこは米穀機構という公益法人がありますので、そこでダイジェスト版をつくって県、市町村、あるいは農協にお願いをして極力末端まで配っていただいている。そこ

で出る情報がどういう意味があるかと言えば、それは地域ごとの個別の細かい情報は当然出ませんので、全体の消費がやはり減っているとか、消費者がブランド米なのか、単品嗜好なのか、どういうものがあるのかとか、あるいは流通ルートがこう変わっているとか、要するに、JA直売が増えてきているとか、そういったことはやはり現場でも関心があるのだと思います。それが大筋の国の出している情報で、それは引き続きやっていきます。

あとは、やはりマーケットの情報をみずからつかんでほしいというのが今のシステムで考えていることで、そこに農協なり、県レベルで言えば県の集荷団体なりがどれくらい情報開示をしてもらえるか。そこはまだ改革の必要性は十分あるのではないかと考えております。

八木部会長 吉水委員、どうぞ。

吉水委員 済みません、ありがとうございます。

基本指針のデータというのは当然読ませていただいていますので、それはそれでというところなのですが、もう少し今後の食生活の変化ですとか、食生活の中で本当に米の位置付けがどうなっていくのかとか、今後のマーケットの動きを示唆するようなものがあるとさらにいいのではないかというような意図で質問申し上げました。

八木部会長 竹内委員、どうぞ。

竹内委員 たびたび済みません。

山田さんの御指摘の点は、私も山田さんとここで論争するというつもりもありませんが、御指摘のことはそのとおりだと思います。ですから、確かにこういうふうに整理していただくと、私の表現ぶりがよくなかったので誤解されるかなと思いますが、何を言いたかったかということ、よく議論に出る、これだけ我慢して努力して、関係者が一生懸命生産調整しているのに米価が下がるのではやり切れない。じゃあ、もう生産調整やる気力がなくなってきたなという声現場にあるのだというふうに聞きます。これは気持ちとしてわかりますが、客観的に見ると、消費者や中立の立場からすると全然おかしいことを言っているのであって、価格が長期的に少しずつ下落しているのは、需要の長期的な低落傾向から来ているのは間違いないのであって、それがもっと下がっていくようになるのを防ごう。それには供給を人為的に制限しようというのが生産調整ですから、今のような理解だと、要するに生産調整そのものが崩れていくということになりますから、価格がもっと下落して、その人を含めて全体の生産者にとって大きなマイナスになるということですから、肝心なことは、少なくとも生産者は自分たちの全体としての利益を考えたらそういう理解ではな

くて、つまりここに山田さんが言うような非参加者の方々も生産者の利益としてはぜひ参加してほしいというふうに動いていくのは当然のことですね。ですから、今回のこの検証でも1つの検証は、この世界はどうなっているのだ。どちらの方向に進もうとしているのか。色々今御説明にあったように、中を子細に分析していくと理解がより正確になってきて、この非参加者もやはりこれに参加していこうという動きがあちこちにあるというふうにもお伺いしていますので、そういう点もよく検証していくと、先々へつなげる条件としてはどうかということの検証が出てくるかどうかというのは1つのポイントだと思うので

すね。  
他方で、大泉先生のも非常に大きな重要なポイントで、これも全体として及び各地域において需要の変化に対してどうやって生産側の体制がついていくかというのはすべての生産について、商品は皆そうですから、ですから、今お話に出たようなマーケットリサーチを生産者こそしっかりやっていただいて、それについては政府もマーケットリサーチに一生懸命協力してやっていくのは当然ですね。そういう意味での、生産側が需要の変化に弾力的、タイムリーに対応、変化をしているかどうかというのが構造問題ですよという御指摘ですから、その構造変化、動き、足下、先々について検証していくということも非常に大事な検証のテーマになると思います。

私は一番、何か原理主義者みたいなことを申し上げて恐縮だったのですが、やはりそういうようなことが今までの30年やってきた国主導型で、理解も生産者サイドにとって不十分である。国に非常に依存している生産調整であるということでは、もう30年やってきて、冒頭に申し上げた基本的な国民の生産調整に対する理解、支持が失われていくだろうと。そうすると、どうなってしまうかということを考えると、やはり冒頭に申し上げたような、つまりこの流れ3、4年なってきたようなことを着実に、もうそろそろきちっと前進させていかないと全体が崩れてくるリスクがあるのではないかということではないかと思っております。

八木部会長 山田委員、どうぞ。

山田委員 竹内さんの御意見なのかどうか知らないで話しましたので、竹内さんの意見だということがわかっていれば発言しなかったのですが、(笑声)済みませんでした。

それで、私は、ここのことをいい、悪いということを行っているのではないのです。ここはさっき、冷静に生産調整の実態というものを分析しましょうと言ったのはそういう意味なのですが、どうも先ほど課長の御発言というか、資料の御説明とか重点の置きぶりな

ども考えてみても思うのですけれども、私は生産者、生産団体が主役となるシステムに移行すれば物事が非常にうまくいくというふうにはなかなか考えにくいのです。当事者でありながら言うのですけれども、やはりものすごく難しいのだと思うのです。それで、今も竹内さんもおっしゃいましたが、生産者の理解が本来は進まなければいけないのです。進まなければいけないのは、もう40年もやっているわけですからもうわかってしかるべきなのに、40年もやっていたってなかなか理解が進まない部分が一部あるわけですね。結局、むしろこの新しい仕組みと言いますけれども、計画生産を徐々に崩していく仕組みかもしれないという危機感を持っているのです。だから、色々申し上げているわけです。どうしても参加しない人は必ずいます。それはどんなにしても、そうでしょう、先ほどからも議論がありましたけれども、だって、罰則をつけたってやはりやらない人はいるのですから、だから、そこは理解だけで進むとは到底思えません。

それから、需要減もあるわけです、だんだん。だから、目標を立てていても需要減が生ずれば過剰米が生ずることになります。それから、来年まで保存して持っておれば一定の値段がするというのはいいのだけれども、新米が出てくれば間違いなく相当の値引き販売なりをしない限りだめなのです。価格がつかないくらい下がりがねないという問題を抱えています。結局、申し上げたいのは、これで生産者、生産団体に意識改革してやらせろと言うだけで済みませんよと。どうしてもそこに出てくるのは、いつの時点か、11月か12月か、ないしは年越しの1月なのか、ないしは端境期の新米の様子が見えてくる5月ごろなのか、米の生産流通の特色をきちっと踏まえて、その時点における豊作分の行き先なり処理の方策について仕組みがなければだめなのです。任せたからこれでいいというのではない。だから、この調整システムの手順だけについていいでしょう、こういう中身ですよ、わかってくれますよね、情報を流すのですからと言うだけではなくて、そこにどうしてもシステムを組み込んでいかなければだめなのです。じゃあそのシステムは何なのだろうかということをやはり検証してかかるべきだと思うのです。ものすごい大がかりなものをどうこうしろと言っているわけではなくて、昔の統制に戻れなどという話でも決していないのです。こういう世界に行き着かざるを得ないということはわかっている。わかっておりながら、やはりギリギリのところまでどんな仕組みや、方策が必要なのかということを経験していただきたいし、検証していくべきだと、こんなふうに考えます。

八木部会長 ただいま委員の方々から御意見がありましたように、生産調整の現状について、方針作成者なり、あるいは非参加者なりを含めた実態を少し調べていただくという

ことをお願いしたいと思います。

大泉委員、どうぞ。

大泉委員 どうも私の認識が違っていたのかもしれませんが、生産調整研究会、あるいは米政策改革大綱、それから今般の様々な改革の方向というのは食料・農業・農村基本法に基づいて市場原理を浸透させることによって経営者を育成していこうという基本的な流れの中にあるのかなというふうに思っておりましたが、そうではなくて、計画経済をする、それが崩れるということに対する危機感と、山田専務は今おっしゃったけれども、生産者、あるいは団体が主役となるシステムというのは統制経済を維持するという、そういうシステムとして移行するという、そういう改革なのでしょうか。そこがちょっとよくわからないのですけれども、あるいは市場原理に移行する際の不安をおっしゃったのか。その際の懸念が幾つかあるので、そこがクリアされていないのでクリアするように議論しろよというふうなことをおっしゃったのか、どちらなのか。基本的なところで、統制経済を生産者団体がこれからも続けるに当たってその仕組みが必要だとおっしゃっているのか、あるいは市場原理に移行する中で不安材料があるので、その辺を何らかの措置をすべきだと。

ただ、過剰に関しては集荷円滑化対策があるというふうに思っていたのですが、それもやはり機能しないということなのかどうかですね。ですから、ちょっと基本的なところでよくわからないのですが、これは今日の説明資料の資料2の16ページに関して、事務方への質問なのですが、生産調整方針作成者の作成状況についてですが、1,933の生産調整方針作成者があって、農協よりも集荷業者の方が生産調整方針作成者が多いのですね。ということは、農協よりも生産者団体の方が、プラスすればちゃんとやっているじゃないかということとも読みかねないので、これはどのぐらいのカバー率になっているのか。多分、農協は合併して行って、結構多くの生産者をカバーしているのだらうと思うのですね。これだと農協に不利なような印象が与えられますので、どのぐらいの面積をカバーしているのかというような資料もあると農協にとってはいいのではないかというふうに思うのですが、いかがでございましょうか。

八木部会長 計画課長。

高橋計画課長 16ページの表を御覧いただくと集荷業者の数は都道府県ごとにすごく偏りがありまして、茨城県が203、あと東北の県で多くなっていますけれども、これはいわゆるさっきも言いましたが、全集連系統の商人系の集荷業者です。面積はわかりませんが、いわゆる全国流通している数量のシェアで言うと5%ぐらいですので、数は都道府県によ

って、都道府県ごとの特性として多い県もありますけれども、数量シェアとしては農協系統が非常に多くて、農協の数が773というのは、合併を進めた結果、数が減っているということかと思います。

八木部会長 山田委員、どうぞ。

山田委員 若干私の発言に触れて大泉先生から意見がありましたので申し上げますが、当然、それはわかってもらっているということで申し上げたのですが、そんなふうに理解されるといふか、誤解されるのははなはだ不満足なのですけれども、何も計画経済を維持しようなどというふうに言っているわけではなくて、そんな大仰に受けとられるとは思いません。私の申し上げたい1つ目は、我々の取組の裏には、個々の生産者の意識を変えていく地域づくりビジョン、地域をどう変えていくかというビジョンづくりをやる、その中で米とか米以外の作物をどう定着させるのか、さらに、担い手をちゃんとつくっていいこうではないかということも織り込んで、言うならば地域の農業者の主体的、自主的な取組を生かしていくということが取組のベースにあるわけで、それがどの程度うまく進むか進まないかということはありませんけれども、それをベースにしながらやっといこうというものなのです。だから、計画経済を維持しようというふうにはしていません。

それから2つ目は、「農産物」というふうに一般化しなくても、米の生産流通の消費財としての特色からしますと、どうしても先ほど言ったように価格に対する影響が大きく出てきますから、そこは生産者の安定的な所得確保を考えていく仕組みを考えていかなければいけないというふうに申し上げたわけです。我が国も若干は集荷円滑化の過剰米対策があるとか、担い手に対する経営安定対策があるとかと言ったって、それがどの程度こうした部分に影響を与えるかということを見ていかなければいけない。仕組みとして十分か十分ではないかということを検証していかなければいけないということを申し上げているわけです。ましてや、欧米の各国にしたって、農産物の特性に応じた価格対策とまでは言わないけれども、所得維持対策というものをしっかり仕組んでいるわけです。我が国の今、仕組もうとしている、また仕組まれているものが果たしてそれらに比べても適切かどうか、十分なものになっているかどうかということを検証していく必要もあるというふうに思っています。

八木部会長 今回の点についてですか。

大泉委員 はい。

八木部会長 大泉委員、どうぞ。

大泉委員 誤解をして申しわけございませんでした。市場原理を一方に見据えながら生産者団体が主役になるシステムというのはどのようなシステムをつくっていくかというふうな、生産調整のシステム、需給のシステム、それから地域農業づくりのためのシステムをつくっていくかというふうなことで御努力されているというふうなことでありました。その点に関して、私は今まで国がやった需給調整、生産調整システム、これ生産者、農業団体にそのまま同じシステムとして移行しようとする、これはやはり大変問題なのだろうと思うのです。そこは生産者、農業団体が市場原理に基づき、新たな生産調整のシステムというものを独自に考案しなければいけないという大変な役割が実はここにあるのだろうと思うのです。ところが、それに関しては余り議論されてない。それはもう生産者の役割だからもう勝手にやってよねという話になってしまっているのかもしれませんが。しかし、それ以外の制度的なものに関しては先ほど色々な仕組み、集荷円滑化対策等々の仕組みがあるというふうなのは存じ上げているわけですが、それが果たして市場原理を前提としつつ生産調整システムを機能させたときにうまく機能するかどうかということに関しては、これは懸念があるというふうなこと、私はそのとおりだと思うのです。

ただ、私は農協にお願いしたいのは、国は今まで嘗々として30年間やった需給調整システムをそのまま農協が受け継ぐのだという発想ではなくて、ぜひ市場原理に対応した新たなシステムをここで構築するのだという、そういった観点にお立ちいただいて事を進めていただけるとありがたいと思っております。例えば一方で、個々の生産者で稲単作で大規模経営をするというふうなものがあったとしてもいいわけですね。そうすると、そこは生産調整に対しては地域の中で合意されたら、その人はすべて米をつくるのだよという話があったとしても、これは極論になるかもしれませんが、あっていいのではないだろうか。つまり、経営者として伸びていく人たちがいることによってその地域の農業全体が豊かになる。さらには、その生産者団体が農協と連携しながら地域経済をつくっていくというシステムもあるのではないだろうか。

例えば、千葉の和郷園などというのは一人一人が伸びて行って、今、全農千葉と結構な連携をしていますよね。そういった形で、現時点では確かに統率に従わないとか何かあったとしても、市場原理ですから、そこは結構自由にさせておいて、地域全体の需給はまあうまくいくような、しかし価格は色々安定しつつも下がっていくかもしれない。そういう中でのシステムをぜひつくっていただきたいなという要望でございます。

八木部会長 生源寺委員、どうぞ。

生源寺部会長代理 今の大泉委員の発言にも関係するわけでありまけれども、早ければ19年度、20年度から新しいシステムに移行するということで検証しているわけでありまして、それで、私の理解は大泉委員の理解とちょっと違っている面があるのですけれども、というのは、16年度にある意味では新しいシステムに移行しておりまして、15年度までと16年度までに実はかなり大きな違いが生じているはずであります。また、生じるべきであって、そこがどうかということが1つの検証のポイントだというふうに思っておりまして、次のステップは、何と言いますか、補助輪付きの自転車の補助輪を外すというような形で行くのが本来、生産調整研究会等で議論していたときに想定した道筋というようなことだったのであると思います。

それで、短い時間で尽くすことはできませんけれども、大きく2つの16年度からのシステムのポイントがあったように思います。1つは、マクロ的な生産の地図と言いますか、構造に徐々に変化を生じるような仕組みをビルトインするということで、これは需要に応じた生産目標数量の設定というのがそういうアイデアのもとで行われているわけでありまして、当初、不作というようなこともあって、実は完全にそういう形でスタートしたわけではないわけでありまして、そこが今徐々に本来の姿に、想定いたした姿に移行しつつあるのかなと思っております。

それからもう一つは、経営判断を重視するというところで、メリット措置なり、あるいはどういう状況のもとで生産調整に参加するかということについて理解をしていただいた上で参加していただくような、こういうことだったかと思っております。これはいわゆる手挙げ方式のようにも見えるわけですが、実はそこに地域の中で、これは産地づくり対策等でありまして、メリット措置をどう仕組むかということ自体について生産者が参加をして決めていくという、ここが非常に重要なポイントだったわけでありまして、ある意味ではその部分の検証も今回、必要かなと。つまり、不十分であるとすればどう強化していくべきかという観点から議論をしていく必要があるのだらうというふうに思います。

特に、不参加の方について、いわば合理的な判断として、御本人も、あるいは周りから見ても合理的な判断として不参加ということであれば、これはそれなりに意味のある行動だらうというふうに思います。逆に、合理的な観点からすれば当然参加してしかるべき方がしていないとすれば、これは何であろうかという形での検証が必要だらうと、こういうことだらうと思います。

それから、ここから先は今回の検証作業よりも、もう少し先の話というふうに私個人と

して考えておりますので、そういう前提でお聞きいただきたいのでありますけれども、生産調整の研究会の際にも地方での公聴会等のプロセスでも、農業者の中からも、直ちに生産調整はやめてしまえという、こういう意見もございました。仮にそういうことをしたとすれば、何らかの混乱があるにしても、いずれ、要は需給均衡というような状態に落ち着くということが一応経済学的には考えられるわけでありまして、ただし、生産調整研究会としてそのハードランディングというのは、これは避けるという判断をしたわけでありまして、

ただ、ソフトランディング、あるいは長期的な流れの行き着く先として需給均衡というようなことを頭に描いておくということは非常に重要なことだろうと思います。需給均衡の状態というのは、これは何らかの生産調整を行うことなくということでありまして、決して日本の稲作が壊滅状態になるということではないはずでありまして、それぞれの判断において必要な米が市場に供給されるという意味では需給均衡というのは何も悲惨な状況ではないだろう。ただし、それが直ちに生産調整をやめた場合には、いわば片手間で、経済的にはほとんど米への依存のないようなそういう生産が残って、本来、長期的には日本の農業を支えていくような方が参ってしまう。これは困る。いわばサステイナブルな需給均衡というようなことを実現するとすれば、これはそろりそろりと、しかし行き先はしっかりと見詰めながら進むという、こういうことをこの種の議論の中長期的な前提として考えていたという、こういうことだろうと思うのですね。

ですから、検証の作業に戻るわけでありまして、直近の政策判断なりとしてどうするかということもありますけれども、もう少し先のことをやはりにらんだ観点での議論もぜひしていただきたい、私も必要に応じてしていきたいと思っております。

八木部会長 大分皆さんから御意見をいただきまして、時間も迫っておりますが、藤尾委員、それから横川委員。

藤尾委員 色々皆さん、申されたのですが、現場に立っている者としては、約900万トン近い米が生産されて、系統集荷が400万トン弱ぐらいなのです。ということは、40%近いものが集まるだけで、60%は市中に自由に流れている、あるいは農家の保有米として食べられている部分もありますので、価格を維持するのに大変なわけなのです。そして、生産者としては物を少しでも高く売ってほしいということですが、実際にはその反対の現象が出ているわけなのです。そこで需給調整システムについても、単に生産者だけのものではなくて、もう少し突っ込んでこれをどのように集荷していく、集荷することによって価格を維持し、そして安定した供給ができるというところまでを組み入れてほしい。でない

と、去年より今年、今年より来年ともっと出荷率は悪くなるというような気がしますので、幅広く見ていただいて、システムももう少し伸ばしてほしいと思います。

八木部会長 横川委員、どうぞ。

横川委員 もし検討外のことなら外していただいて結構ですが、質問の意味も込めてお尋ねします。この仕組みは、需給調整という枠の中で、物流とか倉庫とか、物の流れるところまで検討されているのでしょうか。例えば、運賃制度とか保管制度が実は価格や流通を妨げているという部分もありまして、この辺が需給システムと消費者に行くところまで考えるなら、宿題としてお願いしたいのは、運賃制度とか倉庫の補助金とか使用権利とか、保管料等のブラックボックスといわれる部分を見直して欲しいと思います。私達外食などの事業者が米を買おうとするとその辺がとても不透明で、年間契約で確保したいのにできなくなってしまうという大きな障害があります。この辺は、この場の議論として出てこないで、是非、研究をしていただきたい。これが生産調整という仕組みの中のことなら今後の議論としていただきたいし、流通システムは別にやるならば、そこで議論をしていただきたいと思います。

というのは、計画経済なのか統制経済なのか市場経済なのかという議論も、言葉で言っても中身がどっちかわからない中で議論されていますから、きちんと整理をしていただかないと誤解も招くこともあります。どうぞよろしく願いいたします。

八木部会長 今井委員、どうぞ。

今井委員 資料2の15ページ論点2の、「情報が適切に提供されうるか」という点ですが、この資料を見る限りではJAとか生産調整方針作成者の方への情報提供ということで想定されます。また数字的に、「18年産に向けては、約9割のJAが農家への情報提供」とありますけれども、17年2月の資料を見る段階ではこれだけの行っていない地域がある。じゃあ、18年から9割とは書いてありますけれども、実際にここまで行われるのかというのがちょっと疑問なので、できれば認定農業者まで情報提供が行かないものかなと思います。

それから次の17ページですが、先ほどもちょっと産地づくり交付金のお話が出ていましたが、17ページの右側の「18年産に向けた取組」のところの「ビジョンの点検・見直しと産地づくり交付金の有効活用」のところ、担い手への交付の重点化というふうにメリハリをつけたものということでの有効活用をねらっているのだと思うのですが、例えば、数量配分にしても県で担い手にある程度のメリットをつけた配分をしていたとしても、市町

村段階になるとそれがうやむやになって、県の数字から行くと3分の1ぐらいしか担い手に下りていかないという現状があります。ですから、できれば検討会の中で国なり県の方針が市町村までちゃんとつながるよう、その辺の点検をどういうふうにしていったらいいのかというのをぜひ御検討いただきたいと思います。

19年からは方針作成者も全面的に協議会に入ることにはなっていますが、例えば入って意見を述べたとしても自分たちのためにだけの意見というふうにとられがちなので、できれば検討会の方でちゃんとそういう視点で取り組まれているかというのをチェックしていただければなと思います。試しに地元の水田農業推進協議会の名簿を取り寄せたときに、今のところ20名中、JA関係者4人、土地改良区5人。あと認定農業者2人ということで、本当に偏った方向に行きそうな感じなので、市町村段階のチェックと言いますか、そこまでちゃんとした方針が行われているかというのを検証していただきたいと思います。

八木部会長 検証の進め方を含めて委員の方からたくさんの御意見をいただきました。先ほど生源寺委員からの発言がありましたように、検証に関する検討会もこれを踏まえて検討いただくことになろうかと思います。また、その結果、本食糧部会でもそれを踏まえた次なる議論を進めてまいりたいと思います。

引き続き3月以降もこの点について議論を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

### 3. 米の先物取引に関する意見交換

八木部会長 それでは、次の議題の「米の先物取引に関する意見交換」に移りたいと思います。

本件につきましては、先ほどお話がありましたように、東京穀物商品取引所から昨年12月9日、関西商品取引所から同12月16日に米の試験上場の申請がありまして、同12月28日付で官報公示されております。

米の先物取引につきましては関係者からの公式的な立場を共有するために昨年6月から本部会において関係者からのヒアリング並びに意見交換を行ってきたところであります。

本日は実際に申請された設計の概要並びにこれまでの食糧部会におけるヒアリング及び意見交換の内容について整理した資料を事務局に御用意していただいておりますので、これに基づきまして、さらなる意見があれば出していただきたいと考えております。

それでは、事務局の方から資料の説明をお願いします。

高橋計画課長 恐縮ですが、その議題に入る前に横川委員からの御指摘はこの議論の  
スコープに関わると思うのですが、需給調整システムのスコープの中には御指摘にあった  
物流・保管制度のことまでは入っていません。やはり役所としては政策的にどういう方向  
かというのが議論のベースだと思っておりますので、純粋に民間契約に関わる部分で行政  
が基本的に関与していない部分というのはなかなか議論は難しいのかなと思っております。

では、恐縮です。先物の説明をさせていただきます。

資料5ですが、前回の12月8日の食糧部会の後と言いますか、直後に東京穀物商品取引  
所、それから関西商品取引所、それぞれから試験上場ということでの申請がありました。  
法律に基づきまして、12月28日に官報公示をいたしましたので、この法律の規定で公示後  
3ヵ月以上、4ヵ月以内に認可、不認可の判断通知を行う必要がありますので、この3月  
29日から4月28日の間にこの判断を農林水産大臣として行うこととなります。

なお、不認可とする場合は事前に申請者からの意見聴取の手続きが必要という規定になっ  
ております。

認可、不認可の判断基準は下に書いてございますが、十分な取引量が見込まれないこと、  
あるいは生産流通に著しく支障を及ぼし、または及ぼす恐れがあることということで、こ  
ういう要件に該当しない場合は認可をすべきというのが法律の規定でございます。

この資料は以下に関連条文をつけておりますので、それはまた後ほど御参照いただけれ  
ばと思います。

お手元の資料の資料6というものと資料7というもの、A3のものを2種類入れてござ  
いますが、資料6を御説明させていただきます。資料7は昨年6月以降、ヒアリングない  
し部会の委員同士の意見交換ということを何回かやっていたいただいた意見を極力網羅的に体  
系的に整理をしたつもりです。ただ、これは大部になりますので、1枚紙の資料6の方で  
御説明をさせていただきます。

一番上の欄に沿って申し上げますと、まず先物取引そのものの機能、米に対する機能と  
いう意味で、まずリスクヘッジ機能、あるいは栽培の見通しを立てるシグナルとなる先行  
価格指標という意味で、その機能として米にも当然必要であるという御意見がありました。  
他方で、価格変動を前提とする取引の導入は米の価格維持安定を目指す方向とは異なる  
という御意見もありました。一方、仮にそういう市場が開設されたとしても、それに参加す  
るかしないかというのはその当事者個々の判断である。先ほどと同じように、投機目的の

市場の対象とすべきではない。そういう意味では両側の意見が色々出されていたと思います。

それから、そういう先物取引の機能が一方でありつつ、2つ目の欄ですが、試験的導入や導入の時期に関する意見というのもありました。もうすでにそのリスクヘッジ、あるいは先行価格指標提示のために先物を導入すべき時期に来ているという御意見がありました。あるいは、やってみてわからない、どういう市場になるかわからないという部分がある。だから、実験的に導入という仕組みがあるのではないかと。他方で、米の規制緩和は進んでいるけれども、完全な自由取引にまでは移行していない。そこは時期尚早なので今後の推移を見て適時適切に判断すべき、あるいは18年～19年はまさに米改革の正念場なので、そういう時期の導入は疑問ではないかという御意見がありました。

それから、現物取引との関係では今、コメ価格センターで行っております現実市場の価格形成が実勢と乖離している。そこで現物、あるいは現物市場で色々なリスクが生じている。そういう意味で先物取引導入は1つの選択肢であるという御意見。あるいは、逆にコメ価格センターの市場がまだそういう問題を抱えているので、そちらの整備をすることが優先課題という御意見もありました。

それから、現実に仮に開設された場合に想定される市場の規模や取引について、米は国内市場に限定したそういう狭い市場で価格形成やリスクヘッジ機能が働くのか疑問がある。あるいは、必要な機能が十分発揮されるのには当業者と投資家双方の十分な参加が必要という御意見がありました。あるいは、その下の方ですが、場合によっては他の商品と同じような仕手戦のようなことも想定されるので、十分な市場管理措置が必要であるとか、あるいは現に国が備蓄米、輸入米で相当規模の売買をやっている中で、情報格差があると公正な取引が阻害されるのではないかとという御意見もありました。

一番右側ですが、米政策改革、あるいはその下での生産調整、ひいては担い手の育成確保ということとの関係で、生産調整研究会では、生産調整措置をやっている状況ではまだ導入すべきではないが、将来はあり得る。そういうとりまとめの状況からすれば、現状では導入すべきではない。あるいは、水田農業の構造改革が進めばあり得るけれども、現状では困難、あるいはこういう先物のシグナルによって生産調整が混乱して、ひいては担い手の育成確保まで影響が出るという御意見がありました。

今後、こういった御意見について、先ほど申し上げたように3月29日以降、役所としても判断する時期に来ております。判断の基準が、先ほど申し上げたように多分ポイントが

生産流通に著しい支障があるかどうかということになってまいりますので、例えば、今いただいた意見のうち、現実にやってみて、その市場がなかなかうまく機能しないのではないかなという点、あるいはさっきちょっと紹介しませんでした、消費者にとって先物というものは不信・不安があって、より理解を得る必要があるのではないかなという御指摘もあったわけですが、そういう点というのはなかなか著しい生産流通への支障とまで言えるかどうか難しい点もあると思います。

他方、今日前段で御議論いただいたように、米政策改革が正念場にある中で、生産調整の混乱ということ、あるいは担い手への影響という点についても意見が出されております。つきましては、役所としては1つ実態の把握をする必要があると思っております、生産調整というのは前段でも御説明しましたが、法律に基づく生産調整方針作成者が2,000名弱います。仮に先物取引が試験上場という形にせよ導入された場合、生産調整への影響、あるいは担い手の育成確保への影響が現場の感覚として実際にあるのかどうかということ調査をしたいと思います。そういう生産調整方針作成者の考え方を把握するための調査を2月中を目途に実施をしたいと思いますと考えております。これにつきましては、次回、3月29日の食糧部会にその結果をまた報告をさせていただく考えです。

それからもう一つ、現物取引との関係に関する御意見もありまして、これまでの食糧部会の中でコメ価格センターのあり方についてもさらなる見直しが必要ではないかなという御指摘をこの部会でも多々いただいております。コメ価格センターの取引ルールについては昨年の全農秋田事件を受けて夏の段階で、その時点で取り得る対応措置は講じたわけですが、その後も17年産米についてかなりの落札残が出ているという状況もございますし、さらに全農秋田事件を受けて、全農の改革というのは引き続き進んでおりまして、コメ価格センターについての見直しの提案も行われており、買い手サイドからもそういう意見が出ております。

そういう意味で、先ほどの話とはこれは全く別の話ですが、食糧部会の御意見も受けて、現物取引の市場であるコメ価格センターの取引ルールの見直しというものも早急に集中的に議論をするということで、来週にもそういう専門家による議論の場を立ち上げて、できれば3月下旬を目途に一定の整理をしていきたいと考えております。

そういった状況、あるいはとりまとめがありました場合は、そういった結果についても、次回、3月29日の食糧部会において御報告をさせていただきたいと思っております。

資料の説明は以上ですが、なお、お手元にもう一冊青いものがあります。これは昨年6

月以降、先物の関係で御議論を色々いただきましたので、役所からの提出資料、あるいはヒアリングした方からの提出資料などをとじてございます。参考です。

昨年、12月9日に申請があってから役所の方で、その後また公式に受け取った資料としてJA全中からいただいた要請書なり、あるいは東穀、あるいは関西、それぞれがコメントとして公表したものがありますので、そういったものもこの資料には綴ってございますので、適宜、御参照いただければと思います。

説明は以上です。

八木部会長 ありがとうございます。

それでは、追加の御意見等がございましたらお願いいたします。

山田委員、その後、立花委員。

山田委員 色々出されました意見等がそれなりに的確にまとめてあるというふうに思います。ところで、気をつけなければいけないというふうに本当に思うのは、15年産米で、不作での価格面、需給面での混乱があったのは間違いのないというふうに思います。だから、それを考えると、リスクヘッジ機能がどうしても必要ではないかという議論が出るわけで、それもそう言われると否定しません。リスクヘッジという機能が本当にちゃんと働くのなら、それはそれで役割があるのだろうというふうに思うのです。ここの食糧部会の意見の中でも、よくわからないけれども、あのことを思うとリスクヘッジ機能がやはり必要なのかもしれない、というふうにおっしゃる意見が相当あったのだと思うのです。それがそれなりに意見にも反映している部分があります。ところが、よくわからないけれども、リスクヘッジ機能があるから、あるとすれば必要だ、というふうに言っているのをとらえて、食糧部会でも必要だという意見が出ていたから申請しましたという理由になって、これは御本人がおっしゃいましたから新聞報道がそうなっているのかということなのですが、そういう形になっているというふうに思います。

ところで、我々、気をつけなければいけないのは、よくわからないけれども、リスクヘッジ機能があるからなどという議論を本当にしていいのかというふうに思うのです。よくわからないわけにはいかないのだと思うのです。それで、これは私自身についても言えるわけで、私などは教条的に反対しているのだろうなどというふうに思われたり、報道されたりしていますので、本意ではないのですが、本意でもいいのですけれども、要はどうも納得いかないのです。それで大分、正月も含めて改めて相当勉強しました。学者の中でも、学者がすべてとは思いませんが、まあしかしよく勉強されていますから、学者の中で

も多く懸念する議論があるのは間違いないのです。

果たして、日本の米をやるのですよ。それから、現に先ほどから議論している計画生産もすぐやめるというわけには毛頭行かないという事情にあるのも間違いないわけです。それから、日本の稲作の構造、生産者の稲作構造という実態もあります。それから、取引に参加する業者について、何とかドアではないけれども、そんなようなことをあおるような環境の中でこの問題を扱っていいのかということもやはりあるわけでしょう。だから、扱い品目の特性とか、市場のあり方、それから今議論が課長からありましたけれども、現行の現物取引市場の充実とか、さまざまな要因がいっぱいあるのだと思います。それらをちゃんと踏まえて判断していかないと、これは取り返しのつかないことになるのではないかと心配をしますので、議論するにおかれましても、それから資料提供されるにおかれましても少し踏み込んで、何かおっかなびっくり、書いてあるのはリスクヘッジ機能があるのだろうぐらいの話だけで進んでいいのかという気がします。

八木部会長 立花委員、どうぞ。

立花委員 山田さんの御懸念は私もよくわかるわけですが、前段の御発言では、そういった色々な問題提起を認めるような御発言だったのですが、結論の方は恐らく非常に、この問題についてはネガティブなお考えだろうというふうに推察するわけですがけれども、私は山田さんの御発言を伺っていて、なかなかストと胸に落ちないのは、私は現行のコメ価格センターと、これは現物の指標価格を形成するとか、あるいは現物の売買、調達の場合としてそういった機能を持っているということですがけれども、先物はまさにこういった生産調整の方との絡みもありますけれども、先々の価格が一体どうなるのかなという、そういった指標を提供する機能もありましょうし、それからもう一つ大事なリスクヘッジの機能を果たすということで、私は恐らく基本的な考え方としては、これは現物と先物は恐らく相互補完し合うものであるべきだろうと思っているのですね。

それで、そういった中で、今日のこの資料6を拝見すると、例えば「先物取引の機能に関する意見」ということで、左から2番目のところの黒ポツの3番目、「価格変動を前提とする先物取引の導入は米価格の維持安定を目指す方向とは異なる」というわけですが、この御発言を言われた方がどういうふうに誤解しているかわからないのですが、価格変動はもうかつてのように米価審議会があって、米を政府が決めるという時代ではもうなくなってしまって、むしろ米価変動が前提となっているわけですね。だからこそまさに平成15年のときにさまざまなリスクが生じて、場合によっては損失も出たわけで、こうい

った市場において価格変動が生じているにもかかわらず硬直的な建値に固執して、これを維持しようとするがためにむしろ色々独禁法上の不公正なああいう問題も出てきたわけで、そうだとすると、むしろこういった価格変動などはまさに前提なわけですから、もちろん先ほどの生産調整でもありましたけれども、極端な価格変動はお互いに、消費にとっても生産にとっても非常にマイナスですけれども、むしろ適度な価格変動は色々なイノベーションと言いましょか、この取引に参加する方々の色々な創意工夫を促すという意味ではむしろ望ましいものだろうと私は思っています、その意味で現に平成15年で、そういったカバーする手段がないということで色々な問題が出てきたということだとすれば、もしこういった先物取引について非常にネガティブな御発言をされるのであれば、しからばどうやったらいいのか。こういったリスクを、やはり米の経済は単に生産だけではなくて、それを加工したり流通したり保管したり色々、これから最後は消費、あるいは廃棄ということになるのでしょうかけれども、そういった色々な段階でできるだけ物がスムーズに流れていくために色々なリスクと言いましょか、不安定な要因をできるだけ除去していく必要があるわけですが、そういった中で流通サイドからはリスクをカバーする手段がないのだというのだとすれば、私は何らかの形でこれをやっていかないと米経済全体が、どっちかがよくてどっちかがいつも不公平だというのではシステムとしてはサステナブルではないと思いますので、基本的には私はこの先物取引についてはまさに価格変動が前提となっている社会、米経済だということを考えれば、流れとしては私はこれを導入するのは不可避ではないかなと思っています。

八木部会長 藤岡委員、どうぞ。

藤岡委員 なかなかまだ完全に飲み込めていない部分もありますが、ちょっとお伺いしますけれども、この3年間の期限付きの試験上場ということは、これは3年後にはまた新たに申請をし直すということでしょうか。そういう理解でよろしいでしょうか。

井上商品取引監理官 期限付きでございますので、改めて申請をし直すということになります。

藤岡委員 それで、確かに山田委員も言われますように、生産サイドでは不安な要素も多分にあるかとは思いますが、ただ、今の日本の自由資本主義経済の中で、例えば資料5の一番下の不認可の判断基準、商品取引所法とありますが、ここの 番、 番に該当するかどうかというところがやはり一番の論点で、消去法でいきますと、例えば 番の、流通に著しい支障を及ぼすかという、この辺のところ著しい支障がないのだとしたらば、

これは今の法からいったら認可せざるを得ないというふうに私は解釈するのですね。まあ、これは極端に、これが認可されてもう米の流通が混乱してどうしようもないのだというふうなあれがない限りは、私は門戸を閉ざすということは非常に困難ではないかというふうな解釈をしていますが、その辺のところを皆さんはどうお考えでしょうか。

八木部会長 吉水委員、どうぞ。

吉水委員 資料6の「試験的導入や導入の時期に関する意見」というところの4番目、「18～19年は米改革の正念場であり、そのような時期における導入は疑問」というのは、多分私の意見を聞いて引いてくださったのだと思うのですけれども、「疑問」で終わるとちょっと反対しているように聞こえるかもしれませんが、発言の意図としては、疑問、よくわからないと言うとまた山田委員に怒られてしまうかもしれませんが、わからないので、慎重に検討すべきということを申し上げたかったということです。

それで、先ほど計画課長より生産調整の当事者の方々にアンケートをするということがございましたので、それは1つ判断材料として歓迎すべきことではないか。それと、今の御発言にも関連いたしますけれども、この資料5の「3. 認可・不認可の判断基準」というところで、この生産調整の当事者へのアンケートというのはこの に関連することかと思いますが、 、十分な取引量が見込まれるかどうかということに関してはどうなのでしょう、すでに手を挙げていらっしゃる方がいて、「十分な取引量が見込まれる」という解釈でよろしいのでしょうか。ちょっとそのあたりをお伺いできればと思います。

八木部会長 監理官、どうぞ。

井上商品取引監理官 の解釈でございますが、指標としては3つぐらいのことがあるのだらうと思います。1つは現物の価格の変動があるのかどうかということ、それから生産、流通構造が競争的になっているのかどうかということ、それから当業者のリスクヘッジニーズが存在しているのかどうかということが大まかな指標というふうに考えております。

八木部会長 横川委員、どうぞ。

横川委員 基本的に賛成です。入札制度については改善の必要があると思います。入札制度による価格と現状価格と一致しているかということを考えますとそうでもない、不一致の部分が幾つかあったり、場合によっては出荷コントロールにより価格が少しぶれたりしていることもあった、経験上ではそんな気がします。ですから、価格の構成という意味ではもう一つの価格を形成しておく必要がある。ここで3年間の試験導入をすることに

よってその問題が明らかになっていくと思いますから、そこまでやってみて、その後、本当に問題があるのならやめるべきですし、それによって消費者と生産者の両方の面から、その仕組みがあった方がいいというふうに総合的に判断できる場合には、それを正式導入していくというやり方がいいのではないかと思います。

八木部会長 加倉井委員、それからその後、岩田委員。

加倉井委員 「米の先物取引」という言い方をすると色々な問題が一緒になってしまって本当にわかりにくいと思います。「先物取引」というふうにまず考えて、それで米がどうだというふうに考えますと、一番単純な形は、先物取引というのは生産者が損をしないようにしたい。それを買う者、加工する者が損をしないようにしたいという発想から出てきたというふうに私は思います。具体的に言いますと、出来秋にお米の値段が下がってしまうと生産者は困りますので、生産者は先物を売っておくのですね。それで下がっても損失が補てんされるようにする。それから、それを加工する業者の方は値段が上がってしまうと困るというのがある、上がったなら補てんできるように先物を買っておく。だから、売っておくと買っておくというのがつながるということでありまして、これは日本では江戸時代に始まったのですが、基本的に経済のファンダメンタルズの部分があります。ですから、農業団体が反対なさっておられるという話を聞いて私は最初びっくりしたのですが、というのは、全農は餌の生産をやっておりまして、大量に外国からトウモロコシや何かを買い付けているはずなのです。そうすると、例えばシカゴの相場を全く見ないで、指標にしないような購入をしていたら、それは農家に対する裏切りではないかというふうに思います。つまり、損をしてもいいという話になってしまいますから。それから、先物取引をしていないにしても、しているにしても、それに応じたような何かの操作はしていなければおかしいのです。なぜかと言うと、全農は基本的に生産者のものはなるべく高く売り、生産者に提供する資材はなるべく安く売るのが農家に委託されたものだというふうに私は基本的に思っているのです。そうすると、その全農の取引のリスクを農家にそのまま押し付けてしまう、これはある程度独占的な供給体ですからできないことはないけれども、それをやったらおかしいのではないかと。裏切りではないかというふうに思うので、基本的には、私は農業団体もこの先物取引をやっているのではないかと。あるいは、似たようなシステムを使っているのではないかと。それをしなければおかしいというふうに基本的には思っているのです。この辺は後で教えていただければありがたいのですが。

そして基本的に米のシステムとして私が何でこんなもの、私が投機をやってもうけると

かそんなことも全くないのに考えているかということ、流通を基本的に自由に近づけた方がいいという考えです。基本的には私の考えはそういうことです。どうしてかということ、米の生産、あるいは流通をどうやったら時代の流れに合わせていくかということになると、農林省のやることは、昔の計画経済的なシステムだったら命令、罰を与えるというやり方ができたけれども、今はできないのですね。そうすると何でやるかということ、予算を組んでお金で誘導するというのだけれども、このお金も足りなくなってきたわけですね、最近。じゃあ何でやれるかということ、実は一番強制的でなくやれるのは流通をなるべく自由に近づけて、その流通の情報になるべく生産者にストレートに伝わるようにするということがやわらかく動かした方が私は生産者というのは動くし、日本の農業は動くというふうに思っているのです。ですから、もう一度言いますが、私がもうけたいと思ってやっているのでは全くないということですね。

時間がないので恐縮ですが、1つだけ言わせてください。私は農業もやっていますが、経済全体をやっている、クロネコヤマトの宅急便というのがありまして、これはヤマト運輸というところが宅急便というシステムをつくりたいと思って主管官庁に、当時のお役所にやらせてくれと言ったのを全部拒否したのですね。何年も何年も拒否し続けたのです。とうとう訴訟しまして、訴訟で政府が負けたのですね。それで今どうなっているかということ、もちろん農業団体もこの宅急便を使っていますし、それから日本中で宅急便が飛び回っていますよ。日本の国民は全部これを受け入れた。だけれども、当時で言えばそれは市場が小さいという心配もあったろうし、ないかもしれないとか色々な心配があったと思いますが、しかし実際には大変国民生活を豊かにしたのですね、このヤマトの宅急便というシステムは。

ですから、なるべく流通とかそういうものは自由に近づける、自由化とは言いませんし、規制がある程度必要なのは、そんなことは当たり前ですが、しかしなるべく伸び伸びとやらせた方が日本の社会はよくなるのではないかという気がします。

八木部会長 岩田委員、どうぞ。時間が大分押しておりますので、御協力をお願いします。

岩田委員 簡単に申し上げます。

今回、やはり試験上場の基準というのを示していただいているのですけれども、これを読みますと、立証責任は多分政府側にあるということで、不認可するということであればこういうことを証明しなければいけないと思うのですね。今回、色々な方の色々な意見が

出て、私自身も本当にどうなるのかというのははっきり見通せない部分もあるのですが、「著しく支障を及ぼし、または及ぼす恐れがある」というまではなかなか言い切れない。先物上場に全く不安感なく賛成というわけではないのですが、3年間の試験上場の間をきちっとフォローして見ていくということで、今の段階でノーと言うのはなかなか難しいのではないかという感じがします。

そして、先ほど生産調整のお話もあったのですが、今までやはり生産者の方というのは調整をやらされているという思いが非常に強くて、さっき竹内委員からおっしゃったように、実は生産者のために、自分たちが自主的にやるという部分がなかなか理解ではないままに来ていたのではないのでしょうか。今後は自分たちが考えて自分たちで本当にどうやったら一番いいかというのを考えていただくという意味では、色々な情報があった方が多分いいということで、先物の指標というものも1つの有効な情報になり得るのであれば、それも含めて考えていった方がいいのではないかと思います。

八木部会長 よろしゅうございますか、竹内委員、どうぞ。

竹内委員 簡潔に申し上げるように気をつけます。

2つほどちょっと。1つは、横川さんのさっきの保管とか倉庫とかそういう話、ここでの検証の項目ということでも結構なのですが、今、今日議論してきた生産調整の問題、その難しさ、それから先物についての難しい、わかりにくい、両方とも極めてこれは技術的なところが入っているのですね。ですから、その技術的な世界というのはどういうふうに住組んだらいいのかというのは必ず両方ともつきまといます。先物の世界は、山田さんや農業者の関係者が心配しているのは、投機乱高下というわけですね。ベーシックな議論が1つあります。これはほかの先物の世界でもみんなこれはあるのです。必ず市場の運営者やその監督者が、合成の誤びゅうと政治経済では言うらしいのですが、個々のプレイヤーは合理的に行動しているつもりだけでも、全体で見ると極めて非合理的な状況が現出するという場合があり、その対策として市場がリスク管理対策として色々な手法を持っていて、それはうまく運営できない場合もあるかもしれませんが、そういう道具はちゃんとあるはずなのです。その道具はよく研究しておいた方がいい。それはほかの市場でもみんな持っていると思います。

それから2番目にちょっと申し上げたいのは、両方とも共通していることは、規制緩和とか色々言っていますが、要は、お米の問題はやはりビジネスだということですから、ビジネスが成功しなければ元も子もないのは生産者なのです。ですから、色々な流れ、例

例えば生産調整はやはり社会的な、地域的なある種のサンクションというか制約という、そういうものも使っていないと、このカルテルも外へ出た人が一人もうかっちゃったというような要素がありますから、それはそうなのですが、しかし全体の個々のプレイヤーの行動が経済合理的な行動をすれば全体がうまくいくというようにするためには、最近の施策でも生産調整参加者でなければこのならしには入れませんよということになりますと、私が生産者であれば、合理的に考えるとならしが来ないケース、それから自由に売ってしまっただけで稲転に参加しないというふうに、ちょっと友人がいなくなるということもあるのですが、（笑声）色々考えて合理的に行動する。その結果、うまくいくような材料を用意していく。

やはりこの農協の世界も、少なくともビジネスの世界としてはビジネスとして成功するような条件をもっともっと改良していく必要がありますね。つまり、委託販売でいうと法律上、契約上の趣旨にあるような委託販売の実態になっているのかどうかということは委託者も、受託者ももっとビジネスライクによく分析をして前進していくというような、あちこちでそういうビジネスの要素をもう少し各分野で詰めていかないといけない。そのうちの1つが横川さんの問題だと思うので、私はここでまた検証の材料にはしなくてもいいのですが、しかしこの世界が、当局は全く関係ないのかどうか、補助金は今は全くなくなっているのかどうか。あるいは、許認可なのか。カントリーエレベータを使ったら、カントリーエレベータは補助金があるのであれば、全く無関係でもないのではないかとということで、横川さんの話も関係ないよということではないと思いますが、念頭に置いて注意しなければいけない項目の1つでもあると思いましたので、ちょっと申し上げました。

八木部会長 予定の時間も大分過ぎておりますので、よろしいですか…。

それでは、本日の意見交換につきましてはこのあたりで終了したいと思います。この米の先物取引の議論の扱いについてでございますけれども、昨年6月以降、5回に分けて行ってまいりました委員同士の意見交換、それから関係者からのヒアリングによって米の先物取引についてそれぞれの関係者が有する公式な立場並びに意見について広く共有するというこの部会の初期の目的については達成されたものと考えております。その間、2つの取引所から試験上場の申請があったところでありまして、これについては基本的には役所の方で法令に基づき適切に判断されるものと考えますが、その際、これまで食糧部会で行ってきた意見交換及びヒアリングの内容も必要に応じて勘案されるべきものと考えております。

今回の食糧部会では先ほど役所から説明のあった生産調整方針作成者への調査の結果及びコメ価格センターの取引ルールの見直しの方向について説明を受けるとともに、その時点で可能な範囲であります。今回の先物取引の申請に対する役所の対応の考え方を説明してもらいたいと思います。

いずれにしても、3月29日以降に今回の申請に対する判断がなされることとなりますので、当食糧部会において昨年6月以降から行ってきた先物取引に関する議論については、次回をもって一応終わることになると思いますが、このような扱いでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。

#### 4.その他

八木部会長 それでは、引き続きもう一つ議題がございます。時間が少しオーバーするかもしれませんが、御承認いただきたいと思います。麦政策見直しの検討状況として事務局から主要食糧法改正の概要についての報告があります。

太田食糧貿易課長 それでは、食糧法改正につきまして、この場をかりまして説明をさせていただきます。

お手元の資料の下の方、後ろの方に参考資料と参考1、それから参考2と3点の資料を用意させていただいております。

最初に参考1の「今後の麦政策のあり方」の「食糧法関係部分抜粋」というものをおさらい的に少し見ていただければと思います。

昨年11月にとりまとめいただきました今後の麦政策のあり方につきまして、この資料、食糧法の改正に関わる部分につきまして下線を引いて抜粋をさせていただいております。

1枚目が無制限買入れの廃止でございます。無制限買入れにつきまして、廃止の方向で整理をすることが必要ということとなっております。

2枚目が需給見通しの策定の関係でございます。国内産麦について今後とも適正かつ円滑な民間流通が確保されるよう麦の全体需給を示すなど、その条件整備を図ることが無制限買入れの関係で必要だということが(4)のところ、それから下段の方は国家

貿易との関係で麦の全体需給を示すことなどにより、それに基づく国内産麦の生産及び民間流通の定着と外国産麦の安定的な供給を図ることが必要ということで、全体需給を示すことが必要だということをご指摘いただいております。

3枚目につきましては、外国産麦の売渡しの見直しということで、上段の方が米や飼料用大麦についてすでに導入されているSBS方式を新たに麦についても導入する必要があるということ、それから下段の方は、標準売渡価格につきましてはこれを廃止することが適当である。それから、標準売渡価格の廃止後における外国産麦の売渡しについては、買付価格に一定のマークアップを上乘せした売渡価格ということになるということにとりまとめをいただいたところでございます。

次に参考資料。「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（骨子）について」をご覧ください。

今、説明をいたしました今後の麦政策のあり方で指摘をされたものにつきまして、この法律案に反映されるように現在、条文などにつきまして検討をしております。検討につきましては2月中に閣議決定をして、国会に提案するというような作業スケジュールで進めております。

改正の内容につきましては、今申しましたように4点ございまして、1点目は「麦の政府無制限買入制度の廃止」、それから2点目は「需給見通しの策定等」ということで、「今後の麦政策のあり方」では「全体需給を示す」ということになっていたものにつきまして、「国内産麦の生産及び民間流通の確保を図るとともに、外国産麦の安定的な供給を実施するために、農林水産大臣が客観的なデータに基づき麦の需給見通しを策定する」というような趣旨で改正をしたいというふうに考えております。

3点目は「麦の標準売渡価格制度の廃止」ということで、米につきましてはすでに廃止をされておりますけれども、米の売渡しと同様に輸入価格の変動を反映した価格で外国産の麦につきましても売り渡す仕組みにしたいということでございます。

4点目はSBSの導入、施行時期につきましては19年4月1日ということで、こういった法律にしたいというふうに考えております。

2枚目はそれをポンチ絵にしたものでございます。特に、内容のところの国内産麦につきましては、現行のものとして政府無制限買入れという制度的な措置と、麦作経営安定資金という予算的な措置で現在進められているものでございますけれども、改正後の姿をいたしましては、新たな経営安定対策ということで、これは別の法律になりますけれども、

法律でこういった麦作経営安定資金にかわる経営安定対策が措置をされるということで、この予算措置である麦作経営安定資金、それから制度的な措置である政府無制限買入れが新たな経営安定対策という制度的な措置に代替されるということでございます。

それから資料をもう一つ、参考2ということで「農政改革関係法案について」ということで用意をさせていただいております。

麦の関係の主要食糧法の改正につきましては、今回の農政改革関係法案ということで3本の法律の1つということで位置付けられております。三つの一番上に「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案」、括弧して[新法]とございます。これが品目横断的な新たな経営安定対策を措置をする法律でございます。この法律と、それから左下の方でございます「砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正等の法律案」、これと主要食糧法の一部を改正する法律案、この3本で農政改革の関係の制度改正ということで、同日で閣議決定をして、同日に国会に提案をさせていただこうということで進めているところでございます。

簡単ではございますけれども、現状につきまして報告をさせていただきました。

八木部会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か特段の御意見等はございますでしょうか、よろしいでしょうか……。

それでは、以上で主要食糧法改正の概要についての報告を終了いたします。

最後になりましたが、岡島総合食料局長がお見えになりましたので、御紹介いたします。

岡島総合食料局長 済みません、遅参して申しわけございませんでした。1月6日付で総合食料局長を拝命した岡島でございます。

本日御審議いただきました生産調整の問題、あるいは先物取引の問題、これからの日本の米政策における非常に重い問題だと思っております。委員各位の御意見を踏まえながら私どもも進めてまいりたいと思っておりますし、また引き続き御指導のほどをよろしくお願ひしたいと思っております。

八木部会長 それでは、本日の議事につきましては議事録として整理し、公表することになります。その整理につきましては私に一任願ひたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。

次回の具体的な日程につきましては皆様の御都合をお伺いした上で、追って連絡申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたします。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

## 5 . 閉 会